

公益認定等委員会 だより

第14号(その21)

平成25年

1月1日発行



新年あけましておめでとうございます。今年も「公益認定等委員会だより」をよろしく願っています。
さて、公益活動の今後を展望する内閣府主催シンポジウムはいよいよ今月二十九日(火)に開催いたします。引き続き参加登録を受け付けています。6ページを御覧ください。

当団体活動拠点「雄勝アカデミー」設立(写真提供(公社)SWEETTREAT311)

<目次>

- P2 新年のあいさつ(委員長)
特例民法法人の移行状況
(全国・推計)
- P3 移行期間の満了日は平成25年11月
30日です。
移行登記の希望日について
- P4 申請サポートについて
御注意ください！(立入検査に関する営業
の案内について)
- P5 税額控除制度を活用していますか
- P6 内閣府主催シンポジウムの御案内

内閣府への申請状況 (平成24年12月28日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2,150	306	1,735	109
移行認可	2,064	493	1,515	56
新規認定	186	40	124	22

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

新年のあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

新公益法人制度に移行後、5回目の新年を迎えました。この間、私たちは東日本大震災という大きな悲劇に直面しましたが、多くの公益法人が継続的に復旧、復興支援に取り組んでいます。公益法人の存在意義、果たすべき役割の重要性を改めて感じさせられています。

これまでの我が国の歩みを振り返ると、戦後の復興期、高度経済成長期、バブル経済期を経て、大きく経済成長を遂げました。その結果、経済面、物質面では豊かになりましたが、日本人が伝統的に持つ他者を思いやる心、つまり「互助・共助」の精神が薄らぎ、家族間での絆、地域コミュニティにおける助け合いの場が減少してしまいました。そのような中発生した阪神・淡路大震災、東日本大震災などの自然災害を経験し、その復興に向けて、私たちの中に助け合いの精神が蘇ってきたように感じます。この精神を平常時にも備え、心の豊かさに価値を求める時代へと変わりつつあるのではないのでしょうか。

このような時代において、公益法人の役割、使命はますます大きな意義を持ちます。芸術、文化、スポーツ、教育など、すべての公益法人が国民の多様化するニーズに対応し、私たちの生活に潤いを与えてくれています。公益法人の活動は、「利他の心」の表れのように思います。この精神を国民全体が共有し、一人ひとりが実践すれば、社会はより温かみに溢れ、私たちの生活に深みや厚みが生まれるのではないのでしょうか。

民間による公益活動を活発化させるため、寄附税制の優遇も拡充されました。自らが社会活動をしたくても時間的な制約や体力面で不安を抱えている方などは、寄附という形で公益活動に参画しやすくなりました。寄附などの支援を充実させるためにも、法人の皆さまには事業内容や資金面の透明性を高めることが求められます。各法人が社会全体から共感、信頼を得ることで、公益活動はより充実したものになると確信しています。

私たち公益認定等委員会は、新しい社会を構築する一助になりたいとの思いを持ち、審査を行っています。そこで、今月29日（火）に、今後の公益活動の展望について議論したいと考え、シンポジウムを開催させていただくこととなりました。皆さまと新たな社会のあり方について議論を深める場にしたいと思いますので、是非御参加下さい。

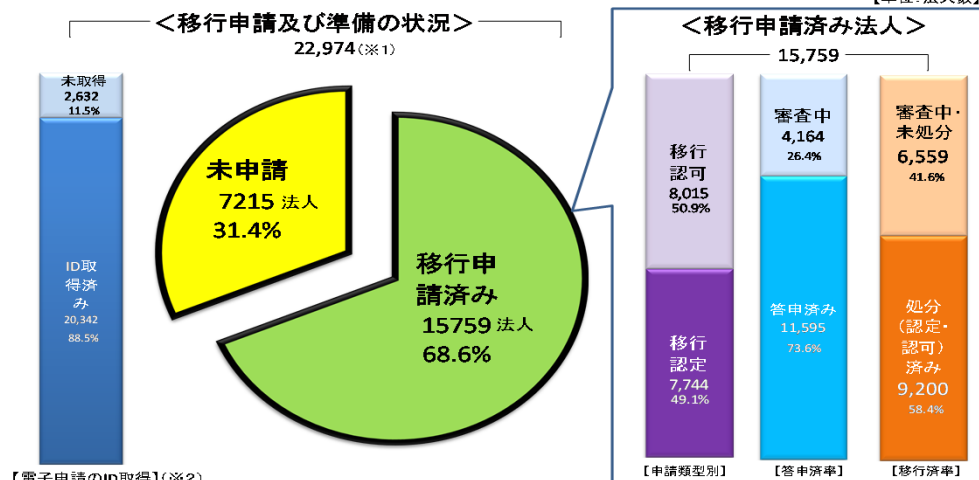
最後になりますが、不幸なことではありますが、大震災をきっかけに活発化している民間の公益活動をさらに広げ、支え合いの社会を実現するためには、私たち一人ひとりがそれぞれの立場で歩を進める必要があります。営利法人、非営利法人ともども、積極的に社会のためにそれぞれの役割を担うことが大切です。2013年を、皆さまと御一緒に、公益活動をさらに前進させる年にしたいと思います。本年が皆さま方にとって実り多き年であるよう心からお祈りいたします。

平成25年1月1日
公益認定等委員会委員長 池田守男

特例民法法人の移行の状況(全国・推計)

【H24.11月末現在(移行期間満了まで12か月)】

【単位:法人数】



※左記の資料を「公益法人information」で毎月更新し、掲載いたしますので、御参考にしてください。

※1. 22,974は、平20.12現在の全国の特例民法法人数24,443から概況調査で把握された解散(移行を除く。)数1,469を除いたもの

※2. 電子申請のためのID取得済み20,342は、IDを取得している全法人20,604から新規の公益認定申請を行った262を除いたもの

※1. 22,974は、平20.12現在の全国の特例民法法人数24,443から概況調査で把握された解散(移行を除く。)数1,469を除いたもの
※2. 電子申請のためのID取得済み20,342は、IDを取得総数20,604から新規の公益認定申請数262を除いたもの

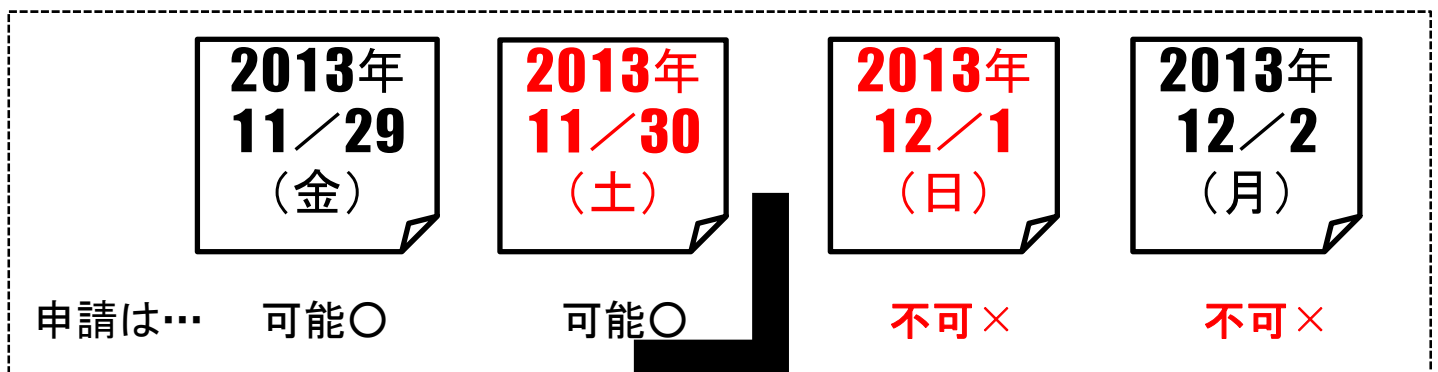
移行期間の満了日は平成25年11月30日(土)です。

～12月1日(日)以降は移行申請できません！～

- 特例民法法人は、移行期間の満了日である平成25年11月30日(土)までに移行申請を行わなかった場合、法律により解散したものとみなされます。
- 一般に、国の行政庁に対する申請等の期限が休日に当たるときは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第2条により、翌日まで期限が繰り延べられます。しかし、同規定にはみなし解散の期日を繰り延べる効果はありませんので、平成25年11月30日(土)までに移行申請を行わなかった特例民法法人は解散したものとみなされます。同年12月1日(日)以降は、移行申請ができませんので御注意ください。

※ 電子申請は土日・休日でも受け付けています。

※ 余裕をもった早期の申請をお願いします。



移行登記の希望について

～平成26年4月1日の移行希望まで伺います！～

移行登記の希望日について

- 内閣府では、審査が終了し公益認定等委員会から答申が行われた時点で、法人の皆様にご希望する登記日がある場合には、その希望日をお聞きし、認定・認可日を調整することで御希望に添えるよう対応させていただいています。
- 平成25年11月末に移行期間が満了すること及び事業年度を4月から開始する法人が多いことを踏まえ、円滑な移行を支援するため、移行登記希望日については、26年4月1日の移行登記希望までお聴きすることを基本とします。

お願い

- 内閣府では、「柔軟かつ迅速」をモットーに、法人の皆様の協力を得て、申請から4か月を目安にスピーディーに審査を進めることを目標としていますが、申請の時期・内容、審査の状況によっては希望する日に登記が間に合わない可能性もあります。
- 平成26年4月からの移行を希望する法人は多数に上ると見込まれます。25年11月の移行期間の満了の直前には申請が集中することが予想されますので該当する法人におかれては、できる限り早めに申請していただくようお願いします。
- 認定・認可日を調整するにあたっては、法人の皆様から希望する登記日を示した文書をいただくこともあります。

申請サポートについて

内閣府は、各種申請サポートを無料で提供しています。未申請法人におかれては、以下のサポートを活用して、早期の申請をお願いします。各サポートの予約方法等詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

○申請準備が大詰めを迎えている法人はこちら

<民間の専門家を活用した相談会(要事前申込)>

内閣府が委嘱する民間の専門家(弁護士、公認会計士等)を相談員とする相談会を開催しています(1法人につき1時間程度)。次回は、1月22日(火)に東京で開催します(申込〆切1月11日(金))。

<窓口相談(要事前申込)>

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。2月の窓口相談については、1月8日(火)まで募集しています。

○まだまだ聞きたい点が多くある法人はこちら

<基礎的研修会の開催(要事前申込)>

移行申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が移行申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。次回は1月25日(金)に開催します。((電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231 (メール)hiromi.obata@cao.go.jp)

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。((電話)03-5403-9669 (時間)平日10時~16時45分)

○その他のサポート

<業態別説明会への講師派遣(要事前申込)>

業態別の研修会等に当事務局職員を講師として派遣し、業態別の個別事情に合わせた説明をします。((電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231)

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。(謝金は不要です。)

活動を紹介したい公益法人を募集しています！

本誌で活動を紹介したい公益法人を募集しています。下記参照の上、積極的に御応募ください。

(応募手続)

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上御応募ください。

(本件問合せ先)

内閣府公益認定等委員会事務局広報係 TEL : 03-5403-9524, 9533 e-mail : koeki-info@cao.go.jp

御注意ください！(立入検査に関する営業の案内について)

最近、「重要」「移行後立入予備検査のお知らせ」と表示された封書により、特定の事業者が自らの実施する「立入予備検査」やセミナーの受講等を促す案内を移行後の公益法人に送付しているとの情報が内閣府公益認定等委員会事務局に寄せられています。

これらの案内は、内閣府及び各都道府県が実施している法令に基づく立入検査とは一切関係がありません。また、立入検査の準備のためにこのようなものの受講等が必要になることは一切ありません。移行後の公益法人等におかれては御注意ください。

疑問に思った場合には、まず、各行政庁(内閣府又は各都道府県)に直接お問い合わせ又は御相談ください。

内閣府の場合、公益認定等委員会事務局監督担当(連絡先)03-5403-9538又は9537

税額控除制度を活用していますか？

○税額控除制度の導入

平成23年度税制改正により、公益社団・財団法人への個人からの寄附金について、従来からの所得控除制度に加えて、**寄附金の税額控除制度**が導入されました。法人からの申請は着実に伸びてきており、平成24年11月末時点で全国の485法人が対象法人となっています。

寄附金収入の比較(単位:万円)

	公益法人 (824法人)	税額控除対象法人 (152法人)	特例民法法人 (6,625法人)
平均値	12,367	29,409	6,876
中央値	521	3,170	0

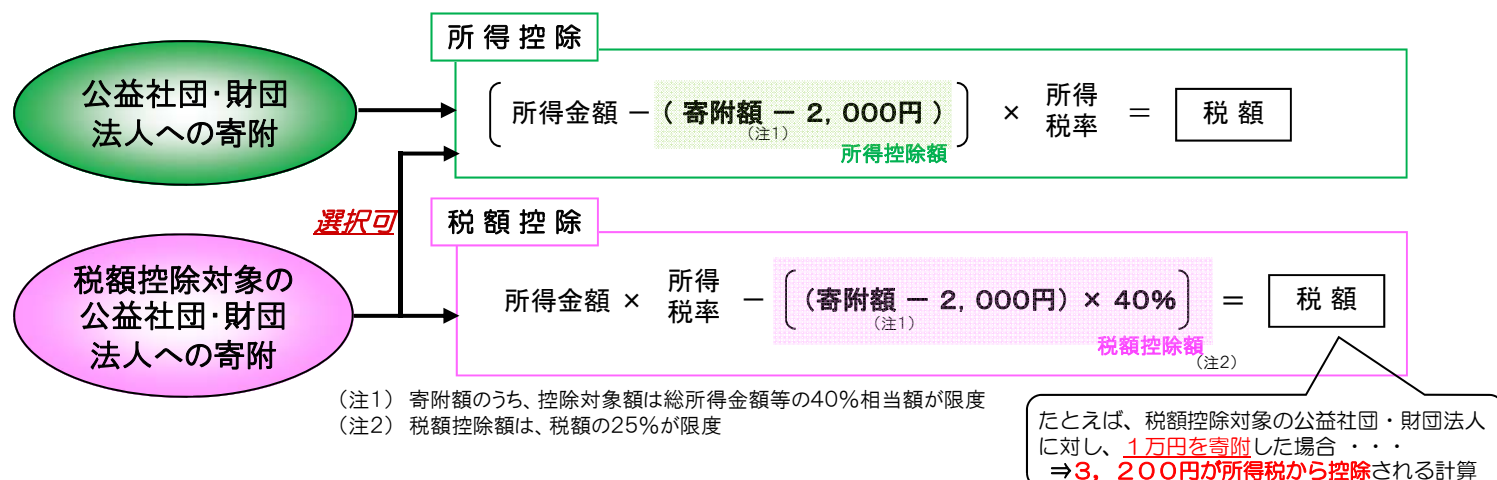
※1 特例民法法人のデータは、平成21年度特例民法法人概況調査に基づき作成

※2 特例民法法人における寄附金については、寄附金と財団法人における会費の総額を基に算出

○寄附金収入の平均値でみると、税額控除対象法人は、公益法人全体(824法人)の約2.4倍(特例民法法人の約4.3倍)となっています。
○税額控除対象法人の寄附金収入の中央値は3,170万円です。824法人全体の中央値521万円の約6.1倍となっています。

このように税額控除制度の活用により、**寄附金収入や寄附者数の大幅な増加が見込まれる**ところです。
今後更に多くの法人にこの制度を活用していただきたいと思います。

○税額控除制度の仕組み ~小口の寄附者への減税効果が大きくなります~



○申請の要件と方法 ~PST要件を満たしている必要があります~

税額控除の対象となるには、寄附先の公益法人がPST要件を満たし、行政庁から証明を受けている必要があります。

1. PST(パブリックサポートテスト)要件とは

実績判定期間において、以下のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- <要件1> 年に3000円以上寄附をした寄附者が各年平均で100人以上いること。
- <要件2> 経常収入金額に占める寄附金収入の比率が20%以上であること。

※実績判定期間は、直近5年間の事業年度です。(ただし、平成25年中の申請までは直近2年間も可)

※設立から間もない法人は、設立後の最初の事業年度(1年に満たない場合を含む。)の実績について判定を行います。

※義務性や対価性がない賛助会費等についても、寄附金と同等に扱うことができます。

2. 行政庁への申請の手続

公益法人information上での電子申請が可能です。ぜひご利用ください。

詳しくは、「税額控除に係る証明～申請の手引き～」を御参照ください。

(公益法人informationトップページ→「認定・認可された法人の皆様へ」に掲載)

税額控除の証明は、**早ければ2週間程度**で発行が可能です。

内閣府主催シンポジウムの御紹介

今月29日(火)に内閣府主催シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」を開催します。(詳しくは次頁を参照)

ここではシンポジウム当日に活動事例紹介をいたします(公財)三菱商事復興支援財団と(公社)SWEET TREAT311を御紹介いたします。

(公財)三菱商事復興支援財団 (<http://mitsubishicorp-foundation.org/>)

(法人概要)

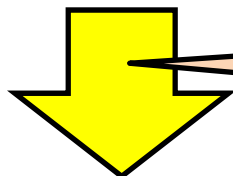
三菱商事復興支援財団は、東日本大震災発生から1年を契機に、2012年3月に設立され、同5月に公益財団法人となりました。同財団の設立主体である三菱商事は、創業以来の企業理念「三綱領」における所期奉公の精神の下、2011年4月、被災地の復旧・復興支援に全社をあげて取り組むことを目的に「三菱商事 東日本大震災復興支援基金(復興支援基金)」を立ち上げました。同財団は、復興支援基金の活動を継承するとともに、被災地のより力強い復興に向け、産業復興や雇用創出への寄与を目的とした支援も展開しています。



産業復興・雇用創出支援第1号案件『キャピタルホテル1000』(陸前高田)の建設予定地

(事業)

- 1.奨学金の給付
- 2.団体(NPO法人や社会福祉法人等)に対する助成金の給付
- 3.その他、産業復興・雇用創出等に資する事業



(公財)三菱復興支援財団から(公社)SWEET TREAT311が実施する「学習支援及び体験プログラムの企画」の運営費として250万円を助成

(公社)SWEET TREAT311 (<http://sweettreat311.org/>)

→北上町十三浜での漁業体験の様子



(法人概要)

公益社団法人SWEET TREAT 311は、東日本大震災における被災地のこどもたちを笑顔にする支援活動を行うため、有志によって設立された団体で、本年11月に公益社団法人となりました。現在は宮城県石巻市を中心に支援活動を行っています。

こどもたちが体験を通じ感じて学ぶことが出来る場を創造し、地元の方々が主役となって運営することで、地域の再生を目指されています。‘Sweet Treat’には、「優しいケアを」という思いが込められています。

(事業)

○法人が設立した、こどもたちのための寺子屋である「雄勝アカデミー」の運営

- ・学習支援
- ・ふるさとの豊かな自然・漁業・農業・伝統文化を体験し感じて学ぶプログラムの実施



←仮設住宅の集会室で勉強する雄勝のこどもたち